

# 新型コロナウイルス感染症ガイドライン



～ 学校給食における対応まとめ ～（改訂3版）

## 1 児童生徒等の配膳・喫食について

- (1) 給食当番など配食を行う児童生徒等は、口からの飛沫等が食品に付着することなどを防ぐために、必ずマスクを着用すること。マスクは、手作りマスクなど当該目的を達成できる機能を有するもので代替して差し支えない（家庭から使用してきたマスクをそのまま使用可）。手洗い時や配膳時等、喫食をするまでマスクは外さないこと。
- (2) 食事の前後には特に手洗いの徹底を図るとともに、配膳台は塩素やアルコールで消毒すること。
- (3) 配膳時に使用する白衣は共用せず、各家庭からエプロン及び三角巾を持参させること。



- (4) 会食にあたっては、飛沫を飛ばさないよう、一人ひとりの机を離し、向かい合って食べないこと。また、会話は控えること。
- (5) ふれあい給食やバイキング給食等の実施は、当面見合わせること。

## 2 献立作成・衛生管理について

- (1) 感染症及び一酸化炭素中毒予防のため、調理作業時は換気設備を常に稼働させること。
- (2) 使い捨てマスク及び手指消毒用アルコールが不足している状況を踏まえ、文科省からの通知（「学校給食従事者におけるマスクの着用及び手指の消毒について」令和2年3月26日付け事務連絡）のとおり扱うこと。
- (3) 献立は、衛生管理を徹底したうえで通常どおりの内容としつつ、地域で感染者が確認された場合には警戒度合を上げ、すぐに簡易な給食に対応できるよう準備をしておくこと。
- (4) 「学校給食衛生管理基準」及び都教委からの通知（「令和2年度学校給食における安全・衛生管理について」）を参考に、引き続き安全安心な給食提供に努めること。

## 3 牛乳パックリサイクルについて

リサイクル作業時の密集・密接を防ぐため、区から指示があるまで中止とする。

## 4 感染予防のために出席（喫食）しなかった児童生徒の給食費について

給食を喫食しない旨あらかじめ申し出があった児童生徒については、申し出の4食後から、喫食しなかった回数分（引き続く5食以上）の給食費を後日返金（又は徴収金額の減額）すること。

## 5 配膳から喫食、下膳までの流れ（例）

感染は、一旦収束しても再度感染者が増加する事態も十分想定されるため、地域の感染レベルの状況に応じて柔軟に対応しながら、学校教育活動を継続しつつ、「新しい生活様式」への円滑な移行と児童生徒等及び教職員の行動変容の徹底を図っていくことが必要である。各学校においては、以下を参考に、実態に合わせた感染防止対策を実施すること。

- (1) 給食時間中、児童生徒の机上には、給食専用のランチマットを敷くこと（敷くことができない場合は、次亜塩素酸ナトリウム等で拭くこと）
- (2) チェックリストを用いて給食当番の健康状態等をあらかじめ確認し、最少人数で行うこと。

下痢をしているものはいない。  
発熱・腹痛・嘔吐している者はいない。  
衛生的な服装をしている。  
手指は確実に洗浄した。

「学校給食衛生管理基準」(平成21年文部科学省告示第64号)から抜粋

- (3) 児童生徒及び教職員ともに、個人持ちのエプロン・三角巾を用意し、身に着けること。
- (4) 配膳、下膳は担任教諭の指示により、一方通行で間隔を開けて行うこと。
- (5) 食事のあいさつは、飛沫感染しないように大声などを出さずに行うこと。
- (6) 喫食の際は、着用していたマスクを区配布のマスクケース等に入れて適切に保管すること。
- (7) 喫食時、机は向かい合わせにせず出来るだけ離し、会話は控えること。
- (8) 配膳ワゴン返却は、担任教諭、最少人数の児童生徒で行うこと。



## 6 栄養士（栄養教諭含む。以下同じ）及び調理員の健康管理について

「新型コロナウイルス感染症予防ガイドライン 荒川区立小学校・中学校・幼稚園・こども園用」(令和2年5月 荒川区教育委員会発行(令和2年7月1日改訂))の『2 健康管理(2) 教職員等(会計年度任用職員や外部人材を含む)について』に基づき、調理従事者である栄養士及び調理員の健康観察を毎日行うこと。

なお、調理員の健康観察については、個人別衛生管理点検表を用い、これに加えて体温を計測し、欄外に記載すること。学校管理職はこれを毎日確認(又は学校管理職が指定する学校職員が確認し、学校管理職へ報告)すること。

### 参考文献

- ・学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」(2020.6.16 Ver.2) 【令和2年6月16日 文部科学省】
- ・新型コロナウイルス感染症対策と学校運営に関するガイドライン(都立学校)～学校の「新しい日常」の定着に向けて～ 【令和2年6月19日 東京都教育委員会】